

【ABC 消費者情報 Vol. 222】

◎子どものネット利用による消費者トラブルに注意しましょう。

子どものおうち時間が増える夏休み、子どものゲーム課金やネット通販利用によるトラブルに十分注意しましょう。

○トラブル事例

- ・自宅のWi-Fiにつなげた古いスマホを子どもに渡していたところ、アカウントに登録されていたクレジットカード情報を利用し、オンラインゲームで課金をしていた。
- ・子どもが保護者に無断でネット通販で洋服や文具を購入し、後日、コンビニ後払い決済の請求書が届いた。
- ・子どもが保護者に内緒でクレジットカードを持ち出し、家庭用ゲーム機で高額な課金をしていた。翌月届いた利用明細を見て気付いた。

○アドバイス

- ・ゲーム課金やネット通販利用時のルールを家族でよく話し合っておきましょう。
- ・ペアレンタルコントロール（子どもが利用するゲーム機やスマホの機能を保護者が制限する機能）を利用しましょう。
- ・子どもが使うスマホ等はクレジットカード情報を削除するか、決済時にパスワードが必要となるよう設定しておきましょう。
- ・困った時は消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512